

「石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例」(案) に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和3年1月22日(金)～2月5日(金)
2. 寄せられたご意見 12件(5名)

連番	ご意見の概要	左記に対する考え方
「不当な差別的取扱い等の禁止」		
1	ワクチン未接種者に対する同調圧力についての懸念がある。	ご指摘を踏まえ、「あらゆる者に対して不当な差別的取扱い等を行ってはならない」と表現します。
2	「誰に対する」という限定をつけず、包括的な規定が望まれる。	
3	「その他これらに類する行為」の表現を「その他の権利利益を侵害する行為」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「その他権利利益を侵害する行為」との表現に変更します。
4	禁止する行為について、他県を参考に詳記してはどうか。	禁止すべき行為や不当な差別的取扱いについては、様々な内容及び様態が考えられることから、包括的な表現とします。
5	不当な差別的取扱い等の範囲を分かりやすく示す必要がある。	
6	ネット上の誹謗中傷等への対策として、 ・書き込みの削除を定める必要があると考える。	ネット上の書き込みの削除については、国や関係機関と連携して対応します。
	・投稿者への罰則を定める必要があると考える。	このような誹謗中傷が行われないよう普及啓発に取り組んでいきます。
「県の責務」		
7	県の責務に、市町との連携を追加してはどうか。	ご指摘を踏まえ、市町との連携について追加します。
8	県は相談に応じ、必要に応じて助言・調整・要請・勧告等を行うための体制の充実を図るものとしてほしい。	ご指摘の内容については、国や関係機関と連携して対応します。

連番	ご意見の概要	左記に対する考え方
「事業者の役割」		
9	「従業者」のあとに「や在学者」も明示的に加えるべき。	従業者に限定するものではないことから、「従業者等」との表現に変更します。
10	「教育その他の必要な措置」のあとに「相談対応」も明示的に加えるべき。	相談対応については、県及び市町の責務と考えております。
11	「講ずる」を「講じる」とすること。 (分かりやすい表現を心掛けるべき。)	そのままの表現とします。
「その他」		
12	医療関係者や感染者のことだけで済ませずに、一部業界への差別解消も図り、これまでの政策の統括及び差別の解消もすることを求める。	県として、あらゆる者に対する差別が解消されるよう、条例制定を機に、更なる啓発、教育などに取り組んでまいります。